

定 款

日本電技株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、日本電技株式会社と称し、英文では、NIHON DENGI CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 空調自動制御装置および各種自動制御装置の販売並びに設置工事の設計、施工、調整、保守
- (2) 電気工事、機械器具設置工事、管工事、電気通信工事、消防施設工事の設計、施工、調整、保守
- (3) 建設附帯の電気設備並びにこれに類する設備工事の設計、施工、調整、保守
- (4) マイクロガスタービン、ディーゼル発電エンジンといった各種分散型自家発電システムの販売、賃貸、設計、据付、保守
- (5) コジェネレーションシステム（石油、天然ガスといった化石燃料等を利用して電力と熱を同時に供給するシステム）の販売、賃貸、設計、据付、保守
- (6) 各種分散型自家発電システムおよびコジェネレーションシステムから産出される電気、温水、蒸気の供給事業
- (7) 照明器具および調光システムの製造、販売、設計、据付、保守
- (8) 省エネルギーシステムの設計、施工、保守並びに運用サービス
- (9) 環境対策、管理に関するコンサルティング
- (10) 上記各号に関連する各種情報通信システムの開発、販売、据付、保守
- (11) 上記各号に関連する機械装置の制御盤、監視盤の設計、製作、販売
- (12) 経営上必要と認める事業への投資
- (13) 上記各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都墨田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3, 279万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員 数)

- 第 18 条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、15名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

- 第 20 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任期)

- 第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、必要に応じて、取締役会長 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第 32 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 執 行 役 員

(執行役員)

第 33 条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を執行させることができる。

2. 取締役会は、その決議によって、代表取締役から社長 1 名を定めるとともに、必要に応じ、その他の役付執行役員を定めることができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剩余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 36 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 前項の金銭には、利息を付けない。

附 則

第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(制 定) 1959年 9月26日

(改 定) 1967年 5月30日

1967年10月25日

1969年12月20日

1975年 5月26日

1980年 5月27日

1989年 5月26日

1990年 5月25日

1992年 3月10日

1992年12月22日

1994年 6月24日

1998年 6月26日

2000年 3月 2日

2000年 6月30日

2001年 6月28日

2001年 8月 1日

2001年 9月 1日

2002年 6月27日

2003年 6月27日

2004年 2月 2日

2004年 6月29日

2005年 6月29日

2006年 6月29日

2009年 6月26日

2010年 1月 6日

2010年 6月29日

2015年 6月26日

2020年 6月26日